

社會政策の主體と總資本の立場

大陽寺順一

一 序 説

資本制社會のあらゆる要求が一つの「政策」として一般的效力をえるためには、當然それらは國家の意志を通過するという「形式」をとらねばならぬものであり、そのかぎりにおいて社會政策の主體を國家と規定したり、または國家より權力を移讓された下部機構と規定することとは、自明の理にはかならないであらう。けれども、社會政策の本質が問題となるときには、すすんでこの國家意志がいかなる「内容」をもち、その内容がいかにして決定されるか、をさぐる必要がある。かかる政策主體の意圖や政策目的を、いかなる内容のものと理解するかによって、社會政策の本質規定も必然的にことなってくる

社會政策の主體と總資本の立場

ものといわねばならない。たとえばこの點について、すでに講壇社會主義の古典的理論は、社會政策によって資本家階級の勢力を制約し、労働者階級を絶對主義勢力の傘下へひきよせようとするエンカー的思考をもって、社會政策をうごかす意圖や目的を資本の營利的精神に對立する原理としてとらえ、その意圖をになう政策主體を下層階級の道義的救済をはかる「倫理國家」や「福利國家」にもとめていた。また、形式社會學と沒價值性論の影響をうけた一連の社會政策論は、社會改良の「限界」が論議されるようになった歴史的背景のもとに、社會政策の目的を労働と資本の利害に對等の發言權をあたえる枠内に限定することとなり、その政策主體として階級利害を超越した中立の第三者や、いわゆる「全體利益」とか

「全體福祉」の代辯者を想定するにいたった。⁽²⁾このよう
なドイツ社會政策論の傳統にたいして、わが國の大河内
一男教授による社會政策の主體規定は、すぐれた問題提
起をなしたものである。教授によれば、社
會政策の主體やその政策意圖を、資本の利害と對立する
經濟外的強制から説明したり、少くとも資本制經濟の原
理から中立的な第三者的立場とみるならば、社會政策の
本質は資本制經濟にたいする外部的、修正的な原理とし
て理解され、社會政策の資本制經濟に内在的な必然性は
見うしなわれることになるのであった。⁽³⁾

(1) Vgl. Gustav Schmoller, Rede zur Eröffnung der
Besprechung über die sociale Frage in Eisenach, in:
Zur Social- und Gewerbepolitik der Gegenwart, Leip-
zig 1890, S. 9. Adolph Wagner, Staat in national-
ökonomischer Hinsicht, in: Handwörterbuch der Staats-
wissenschaften, 3. Aufl., Bd. VII, S. 731—3.

(2) Vgl. R. van der Borch, Grundzüge der Sozialpo-
litik, Leipzig 1904, S. 1, 5, usw. Otto von Zwiédneck-
Südenhorst, Zum Schicksal der Sozialpolitik in Deut-
schland, Schmollers Jahrbuch, 47. Jahrg., 1924, S. 109.
Alfred Amonn, Sozialpolitik als Wissenschaft, Schmo-

llers Jahrbuch, 50. Jahrg., 1926, S. 448. Ludwig Hey-
de, Abriss der Sozialpolitik, 3. u. 4. Aufl., Leipzig
1923, S. 8—9.

(3) 大河内一男「社會政策總論」新訂版、一九五二年、二
三四ページ。同「社會政策原理」一九五一年、一九二—
三ページ。

社會政策の主體とその政策意圖にかんする大河内教授
の積極的な見解は、「社會的總資本」とか「總資本」とい
う独自の構想のうちに結晶している。ここでは、社會政
策の主體がすぐれて資本制經濟の内在的要求になった
近代國家としてとらえられ、政策主體の意圖は「總體と
しての資本」の意志や利害を代表するところにもとめら
れている。したがって、教授がくりかえして國家論その
ものに立ち入ることを回避しているにもかかわらず、⁽⁴⁾そ
の總資本論は獨特の國家觀に立つものにほかならないで
ある。すなわち、それは少くとも資本制社會にかんし
ては、國家意志の内容を經濟的に支配的な社會階級の利
害から説明しようとする一種の階級國家觀を前提として
いる。しかし、そこには典型的な階級國家觀からの背離
もまた、少なからずふくまれていたようである。教授が

歴史的、具體的な個別資本に對立するものとして、とくに政策主體を總資本と名づけると、個別資本と總資本との間には、前者の「非合理的」、「本能的」、「盲目的」、「短期的」な視野にたいする後者の「合理的」、「理性的」、「悟性的」、「長期的」な視野の對立關係がふくまれている。⁽⁵⁾ 個別資本と總資本との關係は、たんなる量的差異ではなく質的差異を表現する。たしかに總資本もまた「資本」であるかぎり、資本一般としての制約をまぬかれていないとはいえず、それは原則的に個別資本やその社會的集團の利害に對抗する立場にたつものであり、この意味で倫理的、中立的な國家觀にもある程度通ずるものをもっている。それとともに、個別資本とその社會的合計とを質的に峻別することは、いわゆる「個物」と「全體」との關係について、近代的な國家觀よりも有機主義的、ファシズム的な國家觀さえ想起させるものがある。したがって、教授による總資本の概念は社會政策の資本制的本質をとらえるための劃期的意義をもつにもかかわらず、社會政策の主體的意圖を資本制社會に内在的な社會諸階級の要求から一貫して基礎づけるための武器とし

社會政策の主體と總資本の立場

ては、なお再検討をくわえられねばならぬもののように思われる。

(4) 大河内一男「總論」三二ページ。同「社會政策」(經濟學演習講座)一九五四年、上巻、二七ページ。

(5) 大河内一男「總論」三〇—二二ページ。同「原理」一九四—六ページ。同「演習講座」上巻、二八—三一ページ。

しかるに、個別資本に對立する總資本の構想は現在でもその祖述者によって基本的な反省をくわえられていないのみならず、その正當性を確認する主張も今なおあらわれている。⁽⁶⁾ そればかりでなく、大河内理論への批判者のうちでも、とくに本質論争の初期の開拓者たちは、社會政策と階級闘争の關連を提起することによって、社會政策のいわゆる社會的必然性という側面を指摘した功績をもつとしても、その經濟的必然性とよばれる他の側面については、總資本による勞働力保全の理論をそのまま繼承していた。⁽⁷⁾ そこでは、社會政策の本質が「經濟」と「社會」、「生産」と「分配」、「生産力」と「生産關係」、「上から」と「下から」というような二重の視點から基礎づけられている意味で、大河内教授の一面的な視點と

の相違が存在するとしても、社會政策の生産力的理解にかんするかぎり、大河内理論の科學性を依然として承認するものにほかならなかった。そこでは、當面の問題である總資本概念が無批判的に傳承されていたといふことができる。

(6) 隅谷三喜男「賃労働の理論について」經濟學論集第二三卷第一號、六七ページ。

(7) 風早八十二「日本社會政策史」一九三七年、二一六ページ。同「労働の理論と政策」一九三八年、八一—九一ページ。同「日本社會政策の理論」一九四九年、三一—一三ページ。服部英太郎「社會政策の生産力説への一批判」經濟評論一九四九年二月號、二一九—二二九ページ。近藤文二「社會政策概説」一九四九年、四一—一八ページ。同「社會政策の本質」労働問題研究一九五〇年一月號、三七—四五ページ。同「社會保険」一九四八年、九七—一〇六ページ。なお、近藤理論はやがてその著「社會保障」(一九五二年)にいたって、後述する森、岸本、平田理論に接近したようであり、ここではとりあえず近藤教授の舊説を問題にしたことにする。

もとより、本質論争の過程で總資本そのものにたいする否定的見解も、少なからずあらわれたことはいうまで

もない。そのもっとも支配的な傾向は、總資本と個別資本との區別を無用にしてあやまれるものと斷定し、これにかわる資本と労働との基本的な對立關係を、もっぱら力説することであつた。⁽⁸⁾ つぎに、勞資の階級對立のほかに、なおこれよりも副次的な對立關係ではあれ、資本家階級にたいする地主階級や、その支柱としての舊中産階級などの對立關係を、あわせ強調する傾向がみられた。⁽⁹⁾

さらに、資本家階級の内部でも各種の資本家集團の間に、國家權力をめぐる資本内部の分派闘争がおこなわれることを主張するものもあつた。⁽¹⁰⁾ これら社會諸階級や諸集團によるすべての對立關係を總括的に考慮することは、歴史的、具體的な個々の社會政策立法の必然性を分析するために、あくまでも正當なものであり、各國の複雑な生産諸關係を故意に純粹化して、特定の階級對立關係のみを偏重するならば、かえって歴史に目をおおう空虚な公式論におちいるであらう。しかし、總資本概念の批判という見地からみると、大河内教授の構想する總資本と個別資本の對立關係にたいして、これの外部にある別個の諸對立關係をいかに力説しても、それだけでは教授の

考案された独自の對立關係自體を全く否定しうるとはかぎらない。そればかりでなく、資本と労働、資本と地主、資本内部の分派闘争などの諸對立關係は、その理論的評價がことなるとはいえ、とにかく大河内教授自身も資本主義の一定の發展段階や、特定の國家形態、ないしは社會政策のある形態のものについては、それらの存在をいずれも承認しているのである⁽¹⁰⁾。したがって、總資本概念を克服するためには、肝心の總資本對個別資本という對抗關係そのものにも、一そう内在的な吟味をくわえる必要がのこされているであらう。

(8) 森耕二郎「社會政策要論」増訂版、一九五一年、増訂序文七—八ページ、本文四九—五〇ページ。岸本英太郎「社會政策論序説」二〇二—三、二二—二、二二三—七ページ。同「社會政策論の根本問題」一九五〇年、九六—七、一三七—九、二〇五—六、三八—三三ページなど。平田富太郎「社會政策論研究」一九五三年、四四五—八、四六一—三、四七〇、四八一—二ページなど。近藤文二「社會保障」一九五二年、五四—六〇ページ。

(9) 矢島悦太郎「社會政策の本質について」經商論纂一九五〇年一月二號。同「社會政策の類型について」同誌一九五一年二月號、一九五二年一月號、一九五四年二月號。

社會政策の主體と總資本の立場

島崎晴哉「英國十時間労働法と博愛主義」經商論纂一九五二年一月號。

(10) 矢島悦太郎、前掲諸論文。小川喜一「イギリスにおける一八三年の工場法成立について」經濟學雜誌一九五三年一月二號。

(11) 大河内一男「總論」三三、三八、四〇、九七—八、二〇六—二三六、二九九—三〇四ページなど。

かかる内在的な總資本概念の検討は、本質論争における少數の例外をのぞいてい⁽¹²⁾えは、せいぜい早急で斷片的な指摘に止ることが多かつたように思われる。本稿はかかる先學による個々の問題提起を整理するとともに、若干の視點をこれに付加することによって、未熟なるままに總資本の構想への疑問を提出しようとする覺書である。

(12) 總資本の内在的批判としてもっとも詳細なものは、おそらく矢島教授の諸論文(註9参照)であらう。また、岸本助教の諸著作(註8参照)に散見される批判もすぐれている。

二 總資本の抽象性

大河内教授の用いる社會的總資本とか、總資本という表現それ自體は、マルクスの「資本論」の中にもしばしば見出される。そこで、まずマルクスの用いた類似の表現と比較することから出發しよう。

A——社會的總資本という言葉

マルクスは社會的總資本 gesellschaftliches Gesamtkapital という表現を、個別的資本 individuelles Kapital とか、個々の資本 einzelnes Kapital に對比して用いている。あるいは、社會的總資本 Gesamtkapital der Gesellschaft であるとか、社會的資本 gesellschaftliches Kapital などの言葉もつかっている。その場合に、社會的總資本と個別資本との關係は、「あたかも個々の各資本家が資本家階級の個別的な一成分をなす」のと同様に、個別資本は社會的總資本の「一斷片」であり、その「構成部分」であり、その「可除的部分」であり、その「分數部分」にほかならなかった。兩者の間にはたんに量的な差異が存在するにすぎず、大河内理論のように個別資本とその社會的總計との間に、質的な相違を考えるものではなかった。

(1) Karl Marx, Das Kapital, Berlin 1953, Bd. II, S. 352—3.

(2) Ebenda, Bd. II, S. 297, Bd. I, S. 322.

(3) Ebenda, Bd. II, S. 395, usw.

(4) Ebenda, Bd. II, S. 352.

(5) Ebenda, Bd. II, S. 352, 395.

(6) Ebenda, Bd. II, S. 355.

(7) Ebenda, Bd. I, S. 658, Bd. III, S. 183, 187.

(8) Ebenda, Bd. I, S. 659.

つぎに、マルクスのいう社會的總資本とは個別資本の存在形態に應じて、もっと各種の具體的な内容をもって表現されることも少くない。たとえば、すべての個別資本が生産手段の生産部門と消費手段のそれという二部門に分割され、それらの集計として社會的總資本の再生産過程がとりあつかわれる。あるいは、それは不變資本と可變資本との社會的集計と規定される。さらに、それは商品資本と貨幣資本によって構成されるものとみられる。あるいはまた、貸付資本と自己資本との區別に應じて、貨幣資本家と機能的資本家の所有する資本の社會的總額を意味する、⁽¹²⁾といつてもよいであらう。ともかく、

社會的總資本の構成部分がいかなる具體的内容をもつにせよ、それは價值的、素材的な存在形態をとる個別的諸資本の量的集計にすぎないのである。

- (9) Karl Marx, a. a. O., Bd. II, S. 352 ff.
- (10) Ebenda, Bd. III, S. 191, 894.
- (11) Ebenda, Bd. III, S. 297, 346.
- (12) Ebenda, Bd. III, S. 370 ff.

さらに、社會的總資本とはマルクスの場合には、労働者階級すなわち總労働力にたいする資本の社會的總計である。⁽¹³⁾あるいは、全労働者の労働日を合計した社會的労働日を考える場合に、これに對應する一社會の資本總額がこの表現をもってよばれる。⁽¹⁴⁾ここでも、それは労働の總計概念に對比された資本のそれであり、個物と全體との關係は量から質への轉化などをとげてはいないのである。

- (13) Karl Marx, a. a. O., Bd. I, S. 673.

- (14) Ebenda, Bd. I, S. 322.

B——總資本と量的言葉

では、「社會的」という形容詞をとり去った總資本 Gesamtkapital という表現はどうであらうか。大河内敏

社會政策の主體と總資本の立場

授の場合には、社會的總資本もたんなる總資本も、何ら區別されていないけれども、マルクスの場合には、ある程度兩者が區別されているともみられる。後者においては、「社會的」という形容詞がついている場合には個別資本の社會的集計を意味するのにたいして、この形容詞がないときには個別資本そのものの資本總額を意味することとも少くない。たとえば、マルクスのいう總資本とは、不變資本と可變資本とによって構成される個別經營の投下資本總額にほかならない。⁽¹⁵⁾いいかえれば、剩餘價值率と利潤率との差異をとりあつかうさいに、個別資本における不變資本と可變資本との合計が、總資本と名づけられているのである。⁽¹⁶⁾したがって、この意味では總資本と個別資本とは、量的ならびに質的な區別さえもっていないということができよう。

- (15) Karl Marx, a. a. O., Bd. I, S. 222, 223, 473, 477,

600, 662—3, usw.

- (16) Ebenda, Bd. III, S. 62, 66, 69, 238, 251, usw.

ただし、マルクスの場合にも、社會的總資本と總資本とがつねに峻別されているとは斷言できない。その反證

として、たとえば「社會的資本——したがって總資本⁽¹⁷⁾」
 という言葉や、「總資本すなわち資本家仲間の全部⁽¹⁸⁾」と
 いうような表現を、少なからずあげうるにちがいない。
 この意味で、「社會的」という形容詞の有無から、總資本
 と社會的總資本の相違を強調する必要は、かならずしも
 存在しないであろう。われわれがここで指摘すべきこ
 とは、兩者の峻別にあるのではなく、むしろ兩者にふく
 まれる總資本という名詞それ自體が、個別資本や個々の
 資本構成部分のたんなる量的總和にすぎず、決して個別
 資本と質的に區別されるものではないことである。

(17) Karl Marx, a. a. O., Bd. II, S. 395.

(18) Ebenda, Bd. III, S. 195.

C——總資本家という言葉

さらに、大河内教授の總資本に類似したマルクスの表
 現には、總資本家 Gesamtkapitalist という言葉もあげ
 うるであろう。大河内理論における總資本とは、もとも
 と貨幣的、物的な資本の客觀的總計とは無關係なもので
 あり、むしろ資本の意志や精神になった主體的立場に
 はかならなかった。それはかえって「人格化された資

本、すなわち資本家⁽¹⁹⁾」に近い意味をもっている。したが
 って、マルクスのいう總資本家 || 資本家階級⁽²⁰⁾とか、エン
 ゲルスの總資本家 || 國家⁽²¹⁾という規定などが、ここで想起
 されてよいであろう。しかしこの場合にも、總資本家と
 はあくまでも個別資本家のたんなる社會的總和であっ
 て、決して本能的な個別資本家と對立する理性的な總資
 本家ではなかったのである。

(19) Karl Marx, a. a. O., Bd. I, S. 324.

(20) Ebenda, Bd. I, S. 243.

(21) Friedrich Engels, Zur Wohnungsfrage, Berlin 1948,
 S. 44.

以上のように、大河内教授の總資本概念はマルクスの
 類似した表現とは、全く別個の意味内容をもつものであ
 った。それは客觀的な個別資本や主體的な個別資本家の
 量的集計ではなくて、個物と全體との間に質的な變化を
 ふくんだ獨自の構想にもとづくものであった。

2

かかる總資本の獨自性は、本來それが具體的、可視的
 な存在ではないことに端を發している。すなわち、大河

内教授はいう。「社會的總資本とはいわば一の擬制であつて、現實的にこのような資本が、個別資本の場合のように可視的な形で存在するわけではない。……總資本はわれわれの觀念の中においてのみ存在⁽¹⁾する。「總體としての資本は……具體的な形であたえられているものではなく、いわば……一の抽象であり、かような資本が現實に具象的な形において存在し、活動するわけではない。」⁽²⁾いいかえれば、社會政策の主體とは「資本制的産業社會の悟性」や「合理的精神を資本の名をもってよんだにすぎないもの」⁽³⁾であり、それは資本の「あるべき合理的な論理」⁽⁴⁾にほかならないのである。したがって、マルクスにおける總資本や總資本家の概念との相違はさらに明白となるであろう。大河内教授の總資本とはあくまでも觀念的、抽象的な擬制であり、それはいかに現實的、可視的な個別資本や個別資本家を合計しても、決してうまれてこないものである。客觀的存在としての個別資本や主體的存在としての個別資本家の社會的總體は、教授にとってはたんに個別資本の總體であり、本能的、盲目的な資本の總體であることにかわりはない。こ

社會政策の主體と總資本の立場

れにたいする理性的、悟性的な總資本とは、不可視的、非現實的な姿においてのみ想定されるにすぎないのである。

(1) 大河内一男「總論」三一—二ページ。

(2) 大河内一男「原理」一九七ページ。

(3) 大河内一男「總論」三一ページ。

(4) 大河内一男「演習講座」上巻、二九ページ。

しかし、われわれは資本制社會政策の主體を、かかる觀念的な抽象物や不可視的な擬制としてとらえることに、基本的な反省をくわえねばならないであろう。第一に、總資本という抽象的存在を政策の主體として想定することは、論理的にもあやまりをおかしているように思われる。たとえば、個別資本と總資本との對立とよばれているものにしても、前者はあくまでも歴史的、具體的な個別資本であるのにたいして、後者は可視的、現實的な姿で存在しえない觀念的な抽象物である。ここでは全く異質的な對立物が、奇妙にもそのまま論理的な對比關係におかれている。それと同様に、政策の主體は抽象的な精神そのものであるのにたいして、政策の對象である「總體としての勞働力」とは、教授によれば「決してた

んなる抽象物でもなく、むしろ「一つの統一的存在なのである」。このように、比較すべき共通の尺度をかく異質的存在を、ただちに對比關係におくこと自體が、論理的な操作としても正當ではないであらう。比較されるべきものは同一の次元にたっていないければならず、可視的なものには可視的なものを、觀念的なものには觀念的なものを、對比させるのが當然といわねばならない。

(5) 大河内一男「原理」一七五ページ。

第二に、資本制社會政策の主體とは、抽象的な擬制からではなくて、もっと歴史的、具體的な國家權力のなにか手からとらえられるべきではなからうか。その現實的なない手とは、純粹の資本制生産關係と、その政治的表現である典型的な資本制國家を前提するならば、一應特定の個別資本家やその社會的集團、あるいは階級としての總資本家などの歴史的存在に、もとめるはずである。そのさいには、個別資本家とそれらの結集した社會的集團とのあいだに、非合理性と合理性、本能と理性、などの質的轉化は存在しえない。もし個物と全體との關係について、量より質への變化をみとめるとき國家觀

にたつのでなければ、個別資本とその社會的總體との對立關係などは根本的に否定さるべきであらう。社會政策の資本制的本質をとらえるために、政策主體の意圖を資本制社會に内在的な「資本」の立場から基礎づけようとするのであるならば、その立場をになう歴史的、社會的な存在はまさしく實存している。それは特定の個別資本家層であれ、全個別資本家の社會的總體であれ、ともに「資本」として共通の利害をもつものであり、いずれも剩餘價値の増殖という本能的な魂にとらわれたものにはかならない。

したがって、大河内理論的に社會政策の主體を個別資本に對立する總資本と表現することは、到底ゆるされえないように思われる。ただし、誤解をふせぐために一言すれば、まず、資本制國家を總資本とか總資本家の國家であると規定することが、つねに表現としてあやまっているというのではない。總資本という言葉が抽象的、不可視的な擬制物としてではなく、歴史的、社會的な實存の階級的總體として把握されるかぎり、その表現自體にかならずしも反對するわけではない。資本制國家をにな

う立法、行政、司法の諸機關が表面的には特殊利益から中立した一般的、國民的利益を標榜しているようにみえながら、その政治權力が大局的には資本制生産様式の存立と發展のために發動されることは否定しえぬところであり、その意味で社會政策の主體も總體としての資本の利害を代表すると一應表現することができよう。もちろんこの場合の總資本とは、あくまでも現實的な資本や資本家の總體であつて、觀念のうちにのみ存在しうる資本のあるべき姿であつてはならないだけである。ただ總資本という表現はとかく大河内理論と混同視されるおそれがあるかぎり、社會政策論としてはその使用をさけることが賢明であるかもしれない。つぎに、社會政策の主體を總資本と表現するさいに、資本制國家の政策意圖がつねに全資本家の利害を平等に代表しているとはかぎらないことも、付言しておく必要がある。周知のように、社會政策をめぐる大資本と小資本、先進的資本と後進的資本、特定の産業部門と他の産業部門、などの利害は對立することも少くないのであり、現實の社會政策立法はしばしば一部の個別資本家の集團の利害を、とくにつ

社會政策の主體と總資本の立場

よく代表することがある。この意味で資本制國家の個々の發展段階においては、むしろその段階で經濟的にもっとも支配的な資本家層が、國家權力を現實にうごかすともみられるのであり、かの「國家はもっとも勢力のあり、經濟的に支配する階級の國家である⁽⁶⁾」という古典的規定も、資本制國家の内部についてさらに擴張解釋されるはずである。かかる資本家層相互間の分派的對立をも考慮するとき、社會政策の主體は個別資本のすべての利害を萬遍なく配慮する總資本であると表現することにも、若干の補完と修正が必要であらう。

(6) Friedrich Engels, Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats, Berlin 1982, S. 171.

三 總資本の合理的精神

1

總資本の立場を資本制社會の「理性」や「合理的精神」と規定することは、しばしば本質論争における批判者たちの手によって、大河内教授とマックス・ヴェーバーとの理論的關連性を指摘される原因となっている。たとえ

ば、森耕二郎教授によれば、もし總資本が順當なる再生産をはかるために勞働力の保全を配慮するのであるならば、勞働力は「培養されるであらうし、可變資本の相對的減少もまたさけられるであらうし、恐慌も失業もまぬかれうる可能性が考えられることとなり、資本主義生産の永遠的持續の可能性もまれてくる。」したがって、そこには「近世産業資本の生成期に……大なる役割を演じた……かのマックス・ヴェーバの資本主義的合理的精神を……ふたたび見ることとならないだらうか、⁽¹⁾」といわれる。また、これとはやや視點をことにするとはいへ、矢島悦太郎教授も總資本論の方法論的誤謬を、マックス・ヴェーバーないし新カント派の方法論をうけつぐところにあるとみなされる。すなわち、矢島教授によれば、大河内教授の「總資本は、一方において抽象的なる合理的精神そのものを代表するとともに、他方において現實的に資本蓄積を企圖するところの具體的なる資本家的立場を代表した。」したがって、大河内「理論は總資本をもって觀念的には總資本家階級を指しながら、現實的には抽象的なる悟性そのものを代表せしめている」の

であり、「それは論理的なるものをもって實在的なるものと混同する新カント學派的方法論的誤謬、あるいはさらにマックス・ヴェーバー的二元論的方法論の矛盾を、繼承するものであるように思われる、⁽³⁾」と。

(1) 森耕二郎、前掲書、増訂版序文七ページ。

(2) 矢島悦太郎「社會政策の本質について」前掲誌、七五ページ。

(3) 同右、五九ページ。

たしかに、この類推をうらづけるかのごとき大河内教授の表現も存在する。たとえば、「ヴェーバーは資本主義的人間を『合理化』という指標をもって理解しようとしているが、それと同じく、資本主義的國家における……社會政策もまた『合理化』という指標によって、……もっともよくとらえることができるであらう、⁽⁴⁾」などの表現が、教授の叙述にも散見される。しかし、資本主義の合理的精神とか、近代社會の合理性とかの類似した表現だけで、はたして大河内教授をヴェーバーとむすびつけるのは、論理的に可能なことであらうか。ここでは、さしあたり社會政策の本質に關する批判者の積極的見解

はともかくとして、まず森教授による類推の可否から検討してみよう。

(4) 大河内一男「原理」二一八ページ。

第一に、大河内理論における總資本の合理的精神とは、勞働力の確保と培養をつうじて資本の再生産過程を確保しようとする理性であり、資本主義的な「制度」や經濟「體制」それ自體の合理性を維持しようとする悟性であった。ただしその場合に、森教授をはじめ他の批判者たちが解釋するように、總資本の合理的配慮があればつねに勞働力の價值も貫徹され、窮乏化と階級闘争も存在しなくなり、苦汗勞働や恐慌や失業も消滅したりするという可能性まで、大河内教授は主張していなかったはずである。むしろそこでは、「資本主義の永遠的持續」がたえず政策「效果」として保證されるというのではなく、たんに政策主體の「意圖」における合理性だけが、「早晚實現され、貫徹されなければならない」「要請」として、問題にされたにすぎぬように思われる。したがって、總資本の立場とは資本主義經濟「制度」そのものの合理的な自己保存への要請を、少くとも政策主體の「意圖」とし

社會政策の主體と總資本の立場

てのみとらえたものとみることができる。

(5) 森耕二郎、前掲書、増訂版序文七ページ。矢島悦太郎、前掲論文、五九ページ。岸本英太郎「根本問題」三九二ページなど。

(6) 大河内一男「總論」九八—九九ページ。

これにたいして、ヴェーバーのいう資本主義の合理的精神とはあくまでも資本主義の「制度」や經濟體制にかかわるものではなくて、私的企業家の「精神」にのみかんするものではなかったであろうか。彼によれば、「經濟の『資本主義的』形態と、經濟がいとなまれる精神とは、たしかに一般的には『適合的』關係にあるものではないが、しかしそれらは相互に『法則的』な依存關係にあるのではない。……この兩者は本來、たしかに分離しうるものである、」とみられた。彼の考察は注意深くも、「宗教的意識内容の『物質的』文化生活におよぼした影響が、眞に明白な諸關係だけをとりあつかう」にすぎず、それをこえて、「近代文化における『特徴的なもの』のすべてを、プロテスタントの合理主義から論理的に演繹する」ことは、「ディレッタントにまかせる」べきものであった。⁽⁸⁾したがって、ヴェーバーにおける資本主義の合理

的精神とは、資本制經濟制度それ自體の合理性や、その制度を合理化する政策的意圖とは、全く無關係なものであったといえよう。いいかえれば、彼が資本主義「精神」と名づけたような「精神的態度の擔い手」が、個人的にはいかに合理主義的態度をもっていたとしても、その態度はただちに、資本主義的「制度」そのものの存立と發展をはかる合理主義的な政策的態度と、混同視されるべきものではなかった。

- (7) Max Weber, Gesamte Aufsätze zur Religionssoziologie, Bd. I, 4. Aufl., Tübingen 1947, S. 49.
- (8) Ebenda, S. 205—6.
- (9) Ebenda, S. 50.

第二に、大河内理論における總資本の合理的精神とは、資本制經濟の順當な再生産を確保しようとする資本の意志であるかぎり、それはヴェーバー流の表現でいえば、經濟の實質的合理性 materiale Rationalität を回復しようとする意志であったといえよう。すなわち、經濟の實質的合理性とは何らかの「價值評價的な要請」が前提とされて、人間的集團の經濟狀態が考察される場合に問

題となるのであるならば、總資本の立場には資本制經濟の存立と發展という資本の「要請」や、特定の階級的「價值判斷」が前提とされ、そこから社會政策による經濟の實質的合理性の回復が、資本の意圖としてよびおこされるものとみられている。いいかえれば、大河内理論においてはヴェーバーのいう經濟の形式的合理性 formale Rationalität は問題とならない。資本制經濟における個別資本の企業活動は、財貨の自由市場、企業の自由、労働の自由、契約の自由、合理的技術、貨幣計算、官僚制社會構造などの前提によって、「資本計算」の「最高度の形式的合理性」を保證されている⁽¹⁰⁾。ここに、經濟活動における技術的な形式的合理性が存在しているにもかかわらず、なお個別資本の計算にもとづく労働力の収奪が、かえって總資本の合理的配慮を必要にする⁽¹¹⁾とみられているかぎり、總資本の意志とは、失われた經濟の實質的合理性をとりもどそうとする立場にほかならないであろう。

- (10) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der Sozialökonomie, III. Abt., Tübingen 1921, S.

4—5.

(11) Ebenda, S. 94.

ところが、ヴェーバーが資本主義経済の合理性をとりあつかう場合には、周知のように、たんなる経済の形式的合理性にとどまっております、決してその實質的合理性のすべてはいなかったのである。しかも、彼のいう形式的合理性とは主として個別企業の「計算可能性」を重要視するものであり、それは個別企業の資本計算を集計した国民経済的規模にまで、擴大されるものでもなかったといえよう。資本制経済の形式的合理性とは、「国民経済的範疇」よりも「私経済的範疇」からとらえられている⁽¹²⁾。かかる私経済的な資本計算の技術的可能性から、彼は資本主義の形式的合理性をとき、また自由市場と貨幣計算のない社会主義の形式的非合理性をといいたのであった⁽¹³⁾。

しかし、彼は社会主義の實質的合理性和資本主義の實質的非合理性をも肯定する點で、あきらかにミーゼスやハイエクのマンチェスター派的思考から、峻別されるべきものであった⁽¹⁴⁾。ヴェーバーによる資本主義経済の合理性とは、あくまでも形式的なそれであり、大河内理論にお

社会政策の主體と總資本の立場

けるごとき實質的なそれとは、比較さるべき次元をことにしている。

(12) 青山秀夫「マックス・ウェーバーの社会理論」一九五〇年、一四六ページ。

(13) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, S. 53—8.

(14) ヴェーバーは社会主義社会における経済計算の非合理性を、ミーゼスやブルツクスとほぼ時を同じくして提唱したが、ミーゼスからハイエクに流れる一連の自由主義者のように、経済計算の觀點から社会主義が實行不可能であるとは見ない。むしろ、ヴェーバーはノイラートによる完全社会化の努力を、倫理的その他の實質的合理性の觀點から、辯護さえしている (Ebenda, S. 56)。なお、社会主義の形式的合理性をめぐるミーゼス以来の論争についての私見は、すでに別の機会に提出したので、ここではくりかえさない (拙稿「社会主義社会と價值計算の問題」、上原専祿編「社会と文化の諸相」一九五三年、八三ページ以下)。

第三に、大河内理論による總資本の理性とは近代國家の「意志決定」の内容そのものが、資本制経済の自己保存という實質的合理性をもつことを意味していた。これにたいして、ヴェーバーが近代國家の合理性をいう場合には、あくまでも「國家機構」の形式的合理性にとどま

っていたのである。彼は周知のように、國家、教會、軍隊、政黨、經濟經營、利害團體、組合、財團などのあらゆる領域における近代的團體形式のうちに、「官僚制」を見出した。⁽¹⁵⁾ この官僚制的支配とは、「形式的にもっとも合理的な支配行使の形態」であり、「純技術的に給付を最高度に完成」しうるといふ優越性をもつものであった。⁽¹⁶⁾ けれども、官僚制のもつ形式的合理性はたんに國家の「機構」や、その技術的な「形態」にかんするものであり、國家の「意志」や、政策主體の「意圖」の實質的合理性をとくものでは全くなかった。ここでも大河内理論のとりあつかう近代國家の合理性とは、峻別されるべきものといふのである。これらの理由により、資本主義の合理性などという表現的類似性から、森教授のようにヴェーバーと大河内教授とを安易に同一視することは、十分な論據をもちえないように思われる。

(15) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, S. 128.

(16) Ebenda, S. 128.

つぎに、大河内教授にうけつがれたヴェーバーの「方法論的誤謬」とは、いかなるものであったろうか。それ

は矢島教授によれば、「多かれ少かれすべての人間的本性に内在し、あらゆる人間的行爲……の前提となるべき倫理性や悟性を、それが順調なる發展期における資本家的社會のなかであたかもよく顯現された故をもつて、特別に資本家的なるものとなしてこれと等置すること」であり、「論理的なるものをもって實在的なるものと混同する」ことであつた。しかし、ヴェーバーは「キリスト教的宗教改革のなかからもたらされた……倫理性や合理主義を、近代社會における資本主義の精神である」と、ただちに斷言したり、兩者を「等置」または「混同」したりしてゐたであらうか。むしろヴェーバーによれば、彼が採用する視點は「われわれの考察するあの歴史的諸現象を分析しうる唯一の可能な觀點では、決してありえない。他の考察の觀點をとれば、別の諸特徴が『本質的』なものとしてうまれるであらう。……資本主義の『精神』とはわれわれの考えからみて本質的なものとのべられることだけである、と理解され……ねばならぬ必要はない。」⁽²⁰⁾ したがって、資本主義の精神が「たんに宗教改革の一定の影響からの產物としてのみ發生しえた」とかい

うような「馬鹿げた空論的命題は、全然辯護さるべきものではない」⁽²¹⁾のであった。彼が「問題とすることは、『近代』文化のもつ一定の特徴的な諸内容のうちで、それだけが歴史的原因としての宗教改革の影響に歸せられるべきであろうか、ということにすぎない」⁽²²⁾のである。この意味で、ヴェーバーがプロテスタンティズムの倫理を「資本主義精神に固有なる本質たるべきもの」⁽²³⁾と理解したとか、兩者をたんに「等置」したと解釋することはゆるされないであろう。

(17) 矢島悦太郎「社會政策の本質について」前掲誌、七四ページ。

(18) 同右、五九ページ。

(19) 同右、七六ページ。

(20) Max Weber, Religionssoziologie, Bd. I, S. 30—1.

(21) Ebenda, S. 83.

(22) Ebenda, S. 82.

(23) 矢島悦太郎、同右、八六ページ。

また、ヴェーバーが「勝利をとげた資本主義」のもとで、禁欲的合理主義の精神が消滅しつつあることを指摘しているのにかんしても、矢島教授は「發生期のマニユ

社會政策の主體と總資本の立場

ファクチュアの産業資本家層のなかにあらわれた合理性や倫理性」と、「資本主義的矛盾のあらわれた高度段階における」資本主義の精神とを、「等置」しようとする「方法論的矛盾」があるともいわれる。⁽²⁴⁾しかし、ヴェーバーの資本主義的精神とはすでにみたように、「本来の段階における資本主義の精神のなかで、ますます發揚されねばならぬ」⁽²⁵⁾ものなどでは全くないばかりでなく、彼はこの精神の將來における變遷についても、豫言や價值判斷を一切拒否しているのである。⁽²⁶⁾したがって、ヴェーバーの方法論的誤謬とよばれるものを、大河内理論に關連づけることも、やはり正當な評價とはみなしえないであろう。

(24) Max Weber, Religionssoziologie, Bd. I, S. 204.

(25) 矢島悦太郎「社會政策の本質について」前掲誌、七九ページ。

(26) 同右、八六ページ。

(27) Max Weber, a. a. O., S. 204.

以上のように、總資本の合理的精神とは決してマックス・ヴェーバーと同一視されるものを、もってはいなかったように思われる。ただ、とくに最後に指摘された歴

史的なものと論理的なものと混同という問題は、かりにヴェーバーとは無縁なものであったとしても、一たび大河内教授に視野を限定するならば、たしかに何らの妥当性をもたぬ批判とはいいいえなかった。むしろ、總資本の合理的精神とはこれまで一應資本制經濟の實質的合理性を回復しようとする資本の原理とみてきたが、はたしてそれは資本制社會にのみ獨自な歴史的合理性を一貫して保持しているか否かを、ここであらためて反省しなければならぬであろう。

2

總資本による勞働力の保全や培養とは、大河内教授においてはつぎのような合理性から理解されている。すなわち、「勞働力」の「素材保全上における合理的配慮を必要とすること」は、「あたかも個別經營における機械取扱上の合理的考量と同様でなければならぬ」⁽¹⁾のである。あるいは、「勞働力にたいする非合理的取扱いが、資本制的合理主義の精神と合致せざるものであることは、あたかも農業における濫耕、林業における濫伐が、合理的經營でないのと同様であり、また勞働力の保全が合理的であるのは、機械にたいするたえざる掃除や注油が、合理的工場經營の精神に合致するものであるのと同様である」⁽²⁾とみられた。しかも、「この理法はあえて資本制産業にのみかぎらるべきものではない」⁽³⁾ことが注目されるであろう。總資本による總勞働力の維持という「この社會的行爲は、ひとつの經濟社會の……自己保存のための基本條件であり、かならずしも資本主義經濟についてのみ言わねばならない。……總勞働力にたいする配慮は、およそ經濟社會が組織體としてあるかぎり、いずれの經濟社會にも妥當するものである」⁽⁴⁾とさえ主張されているのであった。

(1) 大河内一男「社會政策の基本問題」一九四七年版、二七四ページ。

(2) 同右、一一一—一二ページ。

(3) 同右、一四二ページ。

(4) 大河内一男「戦時社會政策論」一九四〇年、一八ページ。

けれども、ここで總資本による勞働力の保全が、機械や土地にたいする合理的配慮と同一視されているところに、重大な問題がふくまれている。まず、機械や土地の

保全とは個別資本の立場からも當然考慮されなければならない合理的な立場である。それは何ら個別資本に對立する總資本の合理性を、證明したことになるのであろう。つぎに、この總資本と個別資本との混同を一應除外視するとしても、勞働力保全をその「素材保全上における合理的配慮」と理解するところに、さらに根本的な缺陷が存在するといわねばならない。この點をめぐって、すでに矢島教授や岸本助教授がすぐれた指摘をされたように、大河内教授は資本制生産過程をたんに勞働過程の視點から把握されるにすぎぬことが、明白となるのではなからうか。勞働力や生産手段をその「素材」として合理的に保全するという考方は、原生的勞働關係による勞働力の使用價值の磨滅を制約し、勞働力を使用價值として役立つように保全することを意味している。ここでは、それが勞働力であれ、勞働手段や勞働對象であれ、ともかく勞働過程で一定の機能をはたすべき各種の使用價值を、何よりもまず使用價值として役立たせる合理的配慮だけが問題なのである。勞働力保全とは「人間と自然との間の質料變更の一般的條件」⁽⁶⁾を、勞働力の面から合理的に

社會政策の主體と總資本の立場

確保しようとする配慮にすぎない。それは「人間生活の永遠的な自然條件」や、「人間社會のすべての社會形態にひとしく共通したもの」⁽⁷⁾にかんする合理性である。勞働力や生産手段の「素材」的な保全とは、封建社會でも、社會主義社會でも、つねに不可欠な超歴史的合理性を意味している。それは決して資本制經濟における資本獨特の歴史的な魂を、説明したことにならないであろう。

(5) 矢島悦太郎、前掲論文、五八一—九、六二、六七、七三—五ページなど。岸本英太郎「社會政策論序説」一九四九年、一八五—六、二〇七、二一八ページなど。同「社會政策論の根本問題」一九五〇年、三八九、三九四—五ページなど。

(6) Karl Marx, a. a. O., Bd. I, S. 192.

(7) Ebenda, Bd. I, S. 192.

大河内教授はマルクスの表現を利用して、勞働力の確保と培養の必然性が資本主義經濟の「自然律」として考えられる、ともいわれる⁽⁸⁾。しかし、この自然律とは、人間の意識をこえた資本制經濟法則というべきものではなく、むしろすべての「經濟社會」に貫徹する文字どおりの「自然律」ではなかったであろうか。教授にとつては「一つのまとまりある經濟社會が、少くともその規模を

縮小せしめることなく存続しようとするかぎり、一の經濟的必然事に屬してゐる」配慮が、問題なのである。たしかに、いかなる社會でも勞働する人間の確保と培養がなければ、經濟社會それ自體の維持は困難であり、この意味で勞働力の素材的な保全とは、あらゆる經濟社會の存立のために不可欠な超歴史的配慮にはかならないであろう。それは總資本というような「資本」の立場として、歴史的な意味をあたえられるべきものではない。總資本の立場とは、たんに超歴史的な悟性や理性を「資本」という名稱でよぶことによって、一見したところ歴史的な外觀を付與されてゐるにすぎないものである。したがって、論理的なものと歴史的なものとの混同といわれた批判點も、大河内教授についてはまさしく妥當するものといわねばならない。

(8) 大河内一男「總論」二二四、二三四ページ。

(9) 同右、一九八ページ。

そこで、社會政策の資本制的本質をとらえるためには、われわれは超歴史的な總資本の合理性からではなく、もと資本制社會にのみ固有な「資本」の魂から、出發し

なおさねばならないであろう。その魂は不可視的な總資本によってではなく、可視的な個別資本や、その具體的な社會集團としての資本家階級によって、になられるはずのものである。個別資本家も總資本家も、ともに剩餘價値の増殖にたいする本能的欲望をもつものであり、この盲目的な資本の本能をはなれて、いたずらに超歴史的な理性や悟性を構想することは、あくまでもしりぞけねばならないであろう。

四 總資本の意圖と政策の効果

つぎに、總資本の立場については政策主體の「意圖」や「目的」と、政策のもたらす「效果」や「機能」との関係から、やはり疑問が提出されうるのはなからうか。この點について、大河内理論は原則的にはいかなる理解を示していたかを、まず確認することから出發しよう。

總資本による「勞働力保全」の理論は、何よりも歴史學派的な「勞働者保護」の解釋にたいする批判として成立したものであった。大河内教授によれば、社會政策を「勞働者の保護としてみれば、〔それは〕直接的には勞

働者の福祉のためにおこなわれ政策だと考えられるが、労働力の保全として考えれば、労働者自身のためであるよりは、總體としての資本のための……政策である⁽¹⁾。「社會政策はその主體の意圖においては、生産要素たる労働力の保全と、總資本によるその確保のための政策であったが、その社會的な結果においては、労働階級を少くとも肉體的または生活的に強化し、彼らのエネルギーを蓄積する。これはいわば社會政策の想われざる結果である⁽²⁾。」と。したがって、社會政策の經濟理論は總資本という主體によって本來「想われた意味」に立脚するものであり、政策主體の意圖と政策のものと其効果とは、全然別個のものと規定しなければならぬものであった。

- (1) 大河内一男「原理」一四二—三ページ。
(2) 同右、二二〇ページ。

また、社會政策を社會主義や漸進的社會化と結合しようとする一連の社會民主主義的立場にたいして、大河内教授が社會政策の資本制的な「限界」を指摘されたのも、同様の論據にもとづくものであった。たとえば、教授はエドゥアルト・ハイマンによる社會政策の「革命的・保

社會政策の主體と總資本の立場

守的二重性⁽³⁾」について、つぎのようにいわれる。「社會政策が革命の意味をもち、少くとも反資本主義的な意義をもつのは、……國家の政策としての意圖においてではなく、……ただその結果においてのみ言いうることなのである⁽⁴⁾。「社會政策の主體を總資本と考えるなら、當然その第一義的に想われた意味または意圖は、何よりも労働力の確保を中心とする保守的なものであり、……結果としてもたらすところのものが革命的機能をつくすにすぎない⁽⁵⁾。」かくして、ハイマンの本質理解は「資本によって想われた意味と、その結果としてあらわれる効果についての、著しい混同がある⁽⁶⁾。」というのであった。

- (3) Eduard Heilmann, Soziale Theorie des Kapitalismus, Tübingen 1929, S. 135, 122.
(4) 大河内一男「原理」二二二—二二五ページ。
(5) 同右、二二三—二二四ページ。
(6) 同右、二二三—二二四ページ。

政策主體の意圖と政策の効果とを峻別するこの主張には、われわれもすぐれた功績をみとめなければならぬであろう。しかし、總資本の立場とは終始かかる科學的態度をもってつらぬかれてはいないように思われる。こ

れにかんする反省は、總資本の立場がいかなる現實的主體によつてになされるか、を再考することからあたえられるであらう。

大河内教授によれば、總資本とは個別資本に原則的に對立するものとしてあらわれるのであるから、總資本の立場それ自體が個別資本によつて直接的になされることはなかった。ただし、個別資本のうちでも巨大な獨占資本においては、自主的な福利施設が中小資本や零細經營にくらべて進展しており、總資本の立場もときにはこの巨大經營における勞働條件の自主的合理化の上に「おしすめられうるもの」であつた。また、個別資本を「全國民經濟的」な規模で代表する資本家團體も、「社會的總資本の意志に近いものを代表し」うるとみられた。けれども、個別資本と總資本とは、「私經濟的營利」と「國民經濟的な再生産」の立場という根本的な對立をふくみ、あるいは勞働力にたいする「短期的」な視野と「長期的」なそれという鋭い對立をもつことによつて、「おのずからことなる論理に屬している」のであつた。⁽⁹⁾したがつて、總資本の立場とは「ある程度まで個別資本の意圖

に對抗し」、「個別資本にとっては逆に外的強制としてあらわれる」⁽¹⁰⁾ものにほかならなかつた。個別資本は總資本の立場を側面からおしすすめたり、それに近い立場を代表しうることもあるとしても、決して總資本そのものの代表者になりえないのである。

(7) 大河内一男「原理」一九五ページ。

(8) 大河内一男「總論」三六—七ページ。

(9) 大河内一男「原理」一九四—五ページ。

(10) 大河内一男「總論」二〇一、二三〇ページ。

ところが、總資本の立場とは前資本主義的な「舊勢力」が「資本にたいする自己の政治的發言を強化するため」とか、「資本の優勢にたいする反感にかられて、むしろ勞働階級にたいする思ひぬ援助者としてたちあらわれ」たときにも、「具體的に實施にうつされることがある」ものであつた。⁽¹¹⁾たとえば、イギリスの十時間勞働法におけるトリーイ黨の活動や、ドイツの社會保險におけるユニカ一の利益の影響が、ここで指摘されうる實例である。したがつて、總資本という「資本」の立場は、ときには土地貴族や、その支柱である舊中産階級によつても、具體化されうるものとみられているのである。

(11) 大河内一男「總論」三八ページ。

あるいはまた、「總資本の意志が社會政策としてその具體的内容において決定されるためには、資本を代表する團體以外の團體、たとえば労働組合のことが、……その組織力をかりて……不斷に活動する」ことも、「重要な役割を演ずる」のであった。ここでは、「資本」の立場が奇妙にも労働者階級によってになわれ、その成立や實現を促進されうると理解されている。さらに、労働者保護の成立のためには「進歩的官僚、知識階級、急進自由主義者、人道主義者」の運動もまた、無視されえない。いいかえれば、「社會政策にかんする専門研究家や、榮養學者、衛生學者、または……技術者などの、科學者としての發言が重要な役割を演ずることを、忘れてはならない」⁽¹³⁾ともみられてゐる。總資本の立場が具體的に實施されるためには、これらの各種の個人や階層もそのにない手になりうるのである。

(12) 大河内一男「總論」三七—三八ページ。

(13) 大河内一男「基本問題」二八—三三ページ。

(14) 大河内一男「總論」三八ページ。

社會政策の主體と總資本の立場

かくして、總資本の立場とは觀念的に想定された擬制にすぎないという缺陷が、明白に露呈されてくるものではなからうか。そこでは、「社會政策がいかなるものの立場、すなわちいかなるものの利益を代表しているか」ということと、この政策の現實の執行者が何であるかということとは、一應別個のことである⁽¹⁵⁾として、政策意圖をうごかす階級と、その意圖を執行する階級とが、分離されなければならなくなる。たしかに、支配階級が直接に統治するという原則をとらずに、その支配權の行使を他の階級勢力にゆだねる場合もないわけではない。議會外部の實質的な支配階級と議會内部の現實的な統治階級とがことなる可能性は、マルクスもみとめるところであった。たとえば、「統治階級——それはイギリスでは決して支配階級と一致するものではない⁽¹⁶⁾」とか、「公職にはないけれども事實上すべての市民社會の決定的領域を支配しているブルジョワ」と、公職によって統治している土地貴族⁽¹⁷⁾とを區別している叙述とか、幾多の古典的表現をあげることができるであらう。一八三二年のイギリス選舉法の改正までは、少くとも政治的權力をうごかす統治

階級はもっぱら土地貴族によって占められ、歴代の政權は「土地貴族の二つのフラクションであるトーリー黨とフィッグ黨⁽¹⁸⁾」によってにぎられてきたのであり、經濟的な支配階級としての産業ブルジョワジーの利害は、もっぱらフィッグ黨によって代辯されてきたことも、周知のところである。かかる經濟にたいする政治の歴史的な「ずれ」は、資本主義の特定段階における國家的諸政策の成立に重大な影響をあたえることはもちろんであるが、ある社會政策立法をあくまでも總資本という「資本」の立場の具體化と規定するためには、それを推進した政治的な統治階級がやはりフィッグ黨のごとき資本の利害の代表者でなければならなかったはずである。しかるに資本の現實的代辯者でなく、トーリー黨やユンカー勢力のごとく、むしろ資本にたいする對抗者が促進した立法すらも、「資本」の意圖を實施したものと解釋することは到底ゆるされえないであろう。

(15) 大河内一男「原理」一九七ページ。

(16) Karl Marx, Die Parteien und Cliquen, 1835, Gesammelte Schriften von K. Marx u. F. Engels, hrsg. v. N. Rjasanoff, Bd. II, Stuttgart 1920, S. 129.

(17) Karl Marx, Die britische Konstitution, 1855, ebenda, S. 166.

(18) Karl Marx, Lord John Russell, 1855, ebenda, S. 333.

これと同様に、資本利害の基本的な對立者としての勞働組合が、組織的に闘いとした社會政策立法についても、これを總資本の意圖の具體化と意味づけることは不當である。そのほかの人道主義者や、知識階級などの役割についても、資本利害の實現者をここにもとめようとするかぎり、彼らの階級的な基礎をより明確化しなければならぬであろう。たとえば、人道主義的な外觀をよそおう社會政策家にしても、その政策意圖をささえる階級的基礎は様々でありうる。ときには彼らが大資本の立場にたつて、それに競争しようとする中小資本の苦汗勞働へ人道主義的な批判をおこなうこともあれば、ときには封建的な土地貴族や手工業者の利害にたつて、資本への對抗意識とかありし昔の繁榮を夢みる復古的意識を、資本制的搾取への道義的非難をつうじて表明することもある。また、知識階級や科學者の役割についても、この一義的に確定されない階層がむしろねに「浮動的」で

あり、「相對的に無階級的」なものであるかぎり、かならずしも總資本という「資本」の意圖の執行者を、明確にこの階層からとめうる論據は存在しないであろう。かくして、總資本の立場という政策意圖は、資本の階級的利害を代表する現實の社會的な手、確定しえなくなるのである。

(51) Karl Mannheim, *Ideologie und Utopie*, Bonn 1929, S. 123.

そこで、總資本の立場とは歴史的、具體的な個別資本家層や、その政治的代辯者によって實現されるとはかぎらないとともに、地主や手工業者や勞働者などの非資本家階級によっても、またかかる階級的規定のとぼしい中間的、知識的な階層によっても、逆に具體化されうるものであるならば、それはそもそも資本の政策意圖とはいえないものとなっていくであろう。それにもかかわらず、もし政策主體が總資本の立場にたつという規定をあくまでも固守しようとするかぎり、その立場とは政策主體の「意圖」としてではなく、政策の「結果」として實施されるものと理解するよりほかに、救済のみちを見出

社會政策の主體と總資本の立場

しえないのではないか。すなわち、教授の論法でいえば、社會政策を推進する現實の主體が誰であろうと、その具體的意圖がいかなるものであろうと、ともかく何らかの具體的執行者によって社會政策が立法化されさえすれば、そこに「總資本の立場が具體的に實施にうつされる」とものと解釋せざるをえない。總資本の立場とはそれを具體化する政策主體の意圖とは別個のものであり、むしろ主體的意圖のいかにかわらず、政策實施の客觀的な「結果」として實現されるものとみななければならない。したがって、ここでは政策主體の意圖と政策の効果とが完全に混同されているばかりでなく、總資本という不可視的な抽象物は、政策意圖よりも政策効果としてのみ、現實化されうるにすぎなくなるのである。しかし、このような結果論として出てくる總資本の立場なるものを、そもそも社會政策の主體とみることは不可能であろう。ところで、かかる理解にたいしてはなお別個の反駁が生ずるかもしれない。それは大河内教授がしばしば總資本の意志の「具體的な執行人」を、「國家」とか、「近代國家」であるともいわれているからである。つまり、總

資本の意志の執行者を歴史的な社會階級や、具體的な社會集團にもとづいて把握せずに、すべてを近代國家という漠然たるにない手から説明しようとするわけである。

たとえば教授によれば、總資本の意志は「近代國家の權力機構をつうじてもっともよく代表せられている」とか、「資本主義的な近代國家」に代表されるといわれる。⁽²⁰⁾

あるいは、それは「純粹の近代的資本制國家」であり、⁽²¹⁾

「近代デモクラシー國家」であり、⁽²²⁾「資本主義的市民社會の意志の執行者」であるとも表現される。この場合「近代國家」の具體的な内容がかならずしも明確でないが、

ほぼそれは、資本制經濟のもとにおける國家であり、また國家意志の決定を議會主義的な立法機關にゆだねるとともに、市民的顺序を統轄する權力的な司法および行政機構をそなえている國家とみてよいであろう。

(20) 大河内一男「總論」三二ページ。

(21) 同右、三八ページ。

(22) 同右、二九四ページ。

そのうちで、まず總資本という「資本」の立場を代表する意味から、近代國家とは資本制的な國家であること

が重要であろう。ところが、すでにみたように教授の構想によれば、歴史的、具體的な個別資本家やその結果した資本家集團は、たとえ總資本に近い立場を代表しえても、決して總資本そのものの立場を代表しえないのであった。そこで、資本制國家が總體としての資本の立場を代辯するものであるとしても、その國家權力は資本の利害の現實的なにない手によってうごかされる必要はない。むしろ、教授においては國家權力の具體的な把持者が誰であるかは問われていないのである。すなわち、總資本という「たんなる抽象物は一定の權力をもった現實的なものによって、その立場を代表し、執行せしめられなければならない」⁽²³⁾のであり、それは「決して具體的な可視的な存在ではないのであるから、別途の政策によっておのれの立場を代表せしめられなければならない」⁽²³⁾だけである。したがって、總資本の立場とはたんに資本制國家の權力機構を通過するならば、その實現のみちを保證されることになる。いいかえれば、それは現實的な社會階級の主體的「意圖」として代辯されることはありえなくても、資本制近代國家という一つの權力的裝置をと

おりさえすれば、国家政策の「結果」として具體的に實施されるものにはかならずなくなるであろう。この意味で、政策主體の意圖と政策の効果とは、なお依然として明確に區別されていないのではなからうか。

(23) 大河内一男「演習講座」上巻、三〇ページ。

つぎに、近代國家とは總資本の合理的精神を代表する意味で、國家意志の合理的な決定機關をもつことも重要である。それは教授によれば、議會主義的な「デモクラシー」に求められざるをえないであろう。ところが、教授はしばしばマルクスによる一八六七年のイギリス工場法解釋を引用され、イギリス議會が社會政策の實行にさいして「不徹底と嫌惡と不誠意」を示したことをみとめる。

教授はこの引用をときには「個別資本における資本の本能」を物語るものといわれるが、ときには「總體としての資本の意志の現實的擔當者」の不誠意であるとも理解されている。このいずれの理解が正しいかは、いうまでもなく明白であろう。社會政策の實現にたいする「不徹底と嫌惡と不誠意」とは、「議會」それ自身のものであり、個別資本ならざる「總資本の意志の現實的擔當者」

社會政策の主體と總資本の立場

のものである。したがって、ここでも總資本の立場は、國家意志の決定機關における主體的「意圖」として、現實に代辯されえないにもかかわらず、とにかく近代國家という權力機構をひとたび通過するならば、その合理的精神が政策の「結果」として實現されるものとみられているにすぎないであろう。すべてを解決するものは、近代國家の「權力機構」という論理的裝置なのである。

(24) Karl Marx, Das Kapital, Bd. I, S. 520.

(25) 大河内一男「總論」三五ページ。

(26) 同右、二三五ページ。

さらに教授によれば社會政策の主體としての國家が純粹な近代國家でなく、多かれ少かれ前近代的なものを内包している場合がある。これについては、二つの對立する理解がなされている。第一は、この場合の政策主體があくまでも「例外的」なものであり、「總體としての資本の純粹な要望」を「十分代表しえない」ものとみる解釋である。たとえば、國家が封建的勢力によって支配されていたり、絶對主義やボナパルティズム的な國家機構が支配的であるとするならば、「近世の資本の資本主義的

合理精神」は「國家活動の中に滲透することが少いであろうし、……近代的な社會政策の登場は阻止される」というのである。しかし、ドイツにおけるビスマルクの社會保險は、むしろエンカーの利益によってその登場を促進されたものであり、また十九世紀における歴史學派の社會政策論、とくにアドルフ・ヴァグナー社會保守主義的なそれは、封建的土地貴族の思考をはなれて理解することができないであろう。これらの社會政策的理論と實踐が、もし「原則」をはずれた「例外」にすぎず、たんに「社會政策」という名前のもとに實施され⁽²⁸⁾たものにほかならないのであるならば、大河内教授の古典的名著「獨逸社會政策思想史」も大部分は社會政策ならざる思想だけをとりあつた書物に、ほかならなくなるのである。あるいは、十九世紀前半のイギリスにおける近代的な工場法について、トリーイ黨の役割を評價する場合にも同様である。總資本の合理的精神が政策主體の意圖のうち鮮明にあらわれなかったとしても、それはかならずしも近代的な社會政策の阻止的要因とみることはできないであろう。ここに、前近代的勢力をふくんだ社會政策の

主體について、大河内教授の第二の解釋があらわれる意味がある。

(27) 大河内一男「演習講座」上巻、三一―二ページ。

(28) 大河内一男「總論」三三ページ。

(29) 大河内一男「演習講座」上巻、三二ページ。

總資本の立場がもし政策主體の意圖において率直に代表されないならば、それはそもそも社會政策の主體を包括的に規定したことにならない。そこで大河内理論では、前近代的要因をもつ國家についても總資本の立場を貫徹せよとする場合がある。すでに引用したように、「純粹の近代的資本制國家でなく、大なり小なり舊勢力が残存している場合には、……案外に既成勢力の政治的對立や鬭争を利用して、總資本の立場が具體的に實施にうつされることがある、⁽³⁰⁾」という解釋がこれである。

ここでは、資本の利害とことなつた「意圖」をもつ政策主體であるとはいへ、具體的にそれが社會政策を國家の權力機構をへて實現してしまひさえすれば、そこに政策の「結果」としてあらわれたものが、總資本の立場であると理解されているのである。このように總資本を政策

主體と規定するためには、それをときには政策の意圖として、また、ときには政策の結果として、理解しなければならなかったのではなからうか。このほかに、純粹の合理的な近代國家でも、前近代的な國家でもなくて、さらに近代國家のうちで「軍事的またはファシズム的な權力國家」を前提とする場合においても、教授はほぼ右と同じような論法をつらぬかれようとしているものと思われる。

(30) 大河内一男「總論」三八ページ。

(31) 大河内一男「演習講座」上巻、三一—二ページ。

しかし、われわれは第一に、政策意圖をその現實的なにない手からきりはなして、すべて近代國家という魔術的な裝置を通過することに、總資本の合理性の實現をゆだねることがゆるされるであらうか。エンゲルスのように、「市民社會のあらゆる要求が——この社會をいかなる階級が支配していようとそれには關係なく——成文法の形式で一般的效力をえるためには、國家意志の中を通過しなければならない。これは事物の形式的側面であって、わかりきったことである。ただここで問題となるのは、たんに形式的なものにすぎないこの意志が……

社會政策の主體と總資本の立場

どのような内容をもつかということである⁽³²⁾。この場合、國家意志の内容とは「あれこれの階級のいずれが優勢であるか、によって規定される」べきものであり、大河内教授のように、政策意圖の内容を規定する社會的、階級的な主體を、明確化しないではいはずがなかった。教授はたんに政策意圖とみられるものを、その現實的なにない手もなしに觀念的に想定し、それが國家權力を通過するという形式的手續きをとりさえすれば、不可視的な抽象物も結果論として顯在化されうると、みていたのではなからうか。

(32) Friedrich Engels, Ludwig Feuerbach und der Ausgang der klassischen deutschen Philosophie, Berlin 1952, S. 51—2.

(33) Ebenda, S. 52.

第二に、より重要なことは、政策主體の意圖と政策の効果とを混同視しつつ、社會政策の本質をとりあつかうことはできないのではないか、という問題である。たとえば、ある政策をうごかす意圖や目的が、資本制生産様式を維持しようとする保守的性格をもっていたとして

も、その政策の結果や機能として、労働者の肉體的、精神的なエネルギーを培養し、彼らの組織力と階級意識とを強化するという革命的效果をうむこともあろう。逆に、その政策の結果として、労働者階級に日常的な社會改良への希望をうえつけ、労働組合の日和見化や労働貴族の育成を促進することになり、政策主體の意圖したとおりの保守的效果を達成することもあるであらう。この場合に政策の意圖と政策の効果とを無差別に考慮するならば、一體その政策が本質的に革命的か保守的かを判断し、あるいはそれが資本と労働のいずれの利益をめざすものかを特徴づけることは、不可能であるといわねばならない。したがって、社會政策の本質を規定するには、政策の目的や意圖が重要なのか、政策の効果や機能をもふくめて判断すべきか、を明白に區別しなければならぬであらう。

この點について想起されるのは、かつてのゾムバルトの社會政策概念と、それになりたいアモンの批判である。ゾムバルトは社會政策を定義して、「一定の經濟組織またはその構成要素の維持、促進、または抑壓を目的とす

るか、あるいはそういう結果を生ずるような經濟政策上の諸方策である」と⁽³⁴⁾といった。ここでは、政策の「目的」と「結果」とがどちらにも重點をおかれず、兩者が完全に混同視されていた。アモンによる一つの批判點も、その缺陷をつこうとするものであった。彼によれば、政策の目的と結果とは「全くことなつたもの」であり、「完全に異類の概念」であつた。なぜなら、同一の政策や類似的政策がとられた場合でも、それから生ずる政策の結果は「多種多様」であるばかりでなく、政策の結果ははじめに意圖された目的と、直接に「矛盾」することがありうるからである。したがって、ある政策を特徴づけるものは、たんにその目的のみであつて、決してその結果ではない。政策の目的こそ「考察の出發點」⁽³⁵⁾であり、「最高の視點」である、というのであつた。社會政策の本質にかんするアモン自身の積極的見解はともかくとして、彼のゾムバルト批判は當面の問題についてまさしく正鵠をえたものといふことができる⁽³⁶⁾。

(34) Werner Sombart, Ideale der Sozialpolitik, Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, Bd. 10, 1897,

S. 8.

(53) Alfred Amon, *Der Begriff der „Sozialpolitik“*, Schmollers Jahrbuch, 48. Jahrg, 1924, S. 162—3.

(54) ヴンペアルフ・アモンを論議したことにたいして、ややもすれば超越的な批判をうけるおそれがあるで、若干の補論をくわえておきたい。一般に政治的、法律的な上部構造が経済的な発展を促進または抑制したり、その発展方向を變更したりすることは、當然とめなければならぬ命題であるけれども、しかしこれらの「交互作用」は究極において、つねに自己を貫徹する経済的必然性のおかげにおこなわれるのである (F. Engels, Brief an H. Starkenburg, 1894, in: K. Marx u. F. Engels, *Ausgewählte Briefe*, Berlin 1953, S. 560)。「経済的運動」は政治的、法律的、哲學的、宗教的な諸要素の交互作用のうち、「一切の無数の偶然性をつうじて、……結局は必然者として自己を貫徹していく」(F. Engels, Brief an J. Bloch, 1890, a. a. O., S. 502—3)。したがって、國家の權力機構により政策主體の意圖をつらぬこうとしても、それは經濟社會の法則性に限界ある影響をあたえうるにすぎず、かならず政策意圖に合致したあたらしい政策効果を、必然的につくり出さうものではない。「人間は經濟的發展の諸法則を發見し、これを認識し、これに立脚して、社會のためにそれらの法則を利用することはできるが、……彼ら

社會政策の主體と總資本の立場

はこれを廢棄したり、あたらしい經濟的諸法則をつくり出さうとせよ」(И. В. Сталин, *Экономические проблемы социализма в СССР*, Москва, 1952, стр. 5)。⁵⁵だから政策主體がたとえ資本制生産様式の自己保存という合理的意圖をいだいていても、政策効果としては勞働力の濫用、窮乏化、失業、階級闘争などを、依然としてみ出すわけである。ここに、政策意圖にたいする政策効果の限界が存在する。社會政策の本質規定にあたって、政策の意圖とその機能とを無差別にとりあつかひえないのは、このためである。しかも、かりに同一の政策手段がとられた場合でも、國家權力の反作用が經濟的發展の方向に平行したり、逆行したりする場合に應じて、その政策効果はさまざまのとなりうる (Vgl. F. Engels, Brief an C. Schmidt, 1890, a. a. O., S. 505)。⁵⁶そこで、種々の政策効果をつつんで政策本質をとらえようとするならば、政策のおこなわれる經濟的、客觀的な條件の如何によつて、その政策はどのようにでも特徴づけられてしまふであろう。これにたいして、政策主體の意圖は、それがいかなる政策効果をうみ出すかは別として、最初にその政策を必然化させた特徴的なものを、一義的に表明しうるものである。

もし、社會政策の本質理解にあたって政策目的と政策効果とを無差別にとりあつかうならば、たとえばハイマシンの「二重性」論のごとく、同一の政策をたんに觀察の

視點をかえるだけで、革命性とか保守性の烙印をおしうることになるし、また大河内教授の労働力保全の理論にしても、それは資本の主體的意圖に反した労働者のための福祉政策であると理解されることにもなるであらう。したがって、社會政策の本質論は何よりも政策の目的や意圖からのみ規定さるべきものであり、本質論の中に政策の効果や機能をふくむことは、あくまでもしりぞけられねばならないであらう。ただし、このことは政策機能の分析が社會政策論にとって不要であるとか、重要でないということではない。社會政策が主體の意圖とは一應別個に、いかなる機能を政策の結果としてはたすかという分析もまた、われわれは社會政策の「機能論」としてむしろ積極的な意義をみとめねばならないであらう。ただ當面の「本質論」については、政策主體の意圖のほかに、政策の効果や機能までもちこむことは、かえって本質理解を見うしなうおそれがあるといわねばならない。

五 總資本の立場と社會政策の發展段階

大河内教授は資本制經濟が労働力にたいしてもつ經濟

的要請を、(1) 労働力の調達と創出、(2) 労働力の保全と培養、(3) 組織化され、社會的自覺をもつ労働力の確保、という三つの要請に概括された。この三つの要請とは資本制經濟が存立と發展をつづけようとするかぎり、つねに貫徹されねばならぬ要請であり、その意味で資本制社會政策の三つの「論理的構造」を示すものであった。それとともに、第一のものから第三のものへすすむ順序は、近代社會政策の發展の「歴史的序列」を大體においていいあらわすものとみられていた。⁽¹⁾したがって、社會政策の主體としての總資本もまた、これらの三つの社會政策を説明する論理的前提であるとともに、それら三つの發展段階を包括する歴史的妥當性をもっていたはずである。ところが、個別資本に對立する總資本とは資本制社會政策のすべての發展段階にあてはまる概念であつたかについて、さらに疑問をいだかせるべきものではなかつたであらうか。

(1) 大河内一男「總論」九五—九ページ。

教授のいう第一の社會政策とは、歴史的にはイギリスにおける十五世紀末から十八世紀後半の産業革命にいた

る段階を、ほぼ念頭におくものであった。それはゾムバルト的な表現によれば「初期資本主義」の段階であり、マルクスのいえば「本源的蓄積」や「原始蓄積」の段階を意味していた。この段階であられた社会政策の「原型」とは、たとえば浮浪人取締法、救貧法、徒弟條令などに具體化されていた。ところで、それらの労働者政策をうごかす近代國家の政策的意圖とは、いかなるものであったかが當面の問題にほかならない。これについて教授はいう。「そこでは一切の道義的な粉飾や偽装から解放されて、労働力にたいする資本のあらわな意圖が、きわめて鮮明な形でうかび上っている⁽²⁾」と。あるいは、それらの立法は「自由な賃労働の一定量をはじめて創出する暴力的かつ非合理的行爲⁽³⁾」であるともいわれている。ここに、初期資本主義のもとにおける労働力の本源的蓄積のための諸政策は、少くとも總資本の労働力にたいする合理的精神を、代表したとはいえないことが自認されている。この段階では、個別資本の非合理的な本能に對立すべき總資本の理性は、政策主體の意圖では背景に後退し、逆に近代國家は個別資本の「あらわな

社会政策の主體と總資本の立場

意圖」を鮮明に代辯しているものとみられているのである。したがって、社会政策の主體を個別資本に對立する總資本と規定することは、まず初期資本主義には妥當しないものとなるであろう。

(2) 大河内一男「社会政策における若干の基本概念について」、紀元社版「經濟學研究」第一集、一九四八年、六四—五ページ。

(3) 大河内一男「原理」一二二ページ。

つぎに、この第一の社会政策にはファシズム下のそれも、類似した政策形態として編入されるものとみられている。すなわち、教授のいう第一の社会政策は、歴史的には第二および第三のそれを經過したあとで、獨占資本主義の没落期にふたたび復活してくるのであった。そこで、ファシズムのもとでは政策主體としての總資本の立場は、いかなる運命をたどるであろうか。教授によれば、この段階では「労働力にたいする個別資本の、また軍當局の、多少とも惨虐で非合理的な態度が表面化するもの⁽⁴⁾」にほかならなかった。また、ファシズム社会政策の重點は労働力の調達や配置におかれ、「通例労働者保護とし

てあらわれる社會政策は……逆に背景にしりぞく⁽⁴⁾ものであるともみられた。一般的危機にさらされた資本主義の政治的代辯者は、今や「一切の從來の合理的精神をかなぐりすて」るのであった。したがって、この段階でもまた社會政策の主體は、軍需資本や重工業資本のごとき個別資本の「惨虐で非合理的な」意圖を、直接に代表することになり、總資本の合理的精神のごときものは全く喪失しなければならなかったのである。

(4) 大河内一男「總論」一〇三ページ。

(5) 大河内一男「原理」二一五ページ。

このように、總資本の立場とは初期資本主義やファシズムの段階にあてはまらず、資本主義の特定段階にのみ妥當性をもつものにすぎなかった。そのため、教授自身もかつて總資本という政策主體の規定が、それだけで十分であるか否かについて、わずかながらも「疑問」を表明されたことがあった。すなわち、とくに初期資本主義の時期における政策主體や、國家獨占資本主義の時期におけるそれをいかに考えるべきかについて、今後にのこされた未解決の課題を見出されたのであった。⁽⁶⁾しかし、

この課題はいまだに何らの解答をあたえられていないように思われる。しいてその解答とみられるものを推測すれば、おそらくこれらの諸段階を「原則」からはずれた「例外」と解釋することであろう⁽⁷⁾。けれども、それではまだ疑問が残されることにはかわりはない。まず、例外的な政策主體の存在をゆるすかぎり、社會政策の現實的主體が總資本以外のものでもありうることを、自認するにすぎないであろうし、また、資本制社會政策の主體とはかかる例外をもつみうる歴史的包括性をもつべきことを、依然として要求されるであろう。したがって、現段階までの總資本の構想では、資本主義の全發展段階を例外なくつみうる政策主體を規定したことにはならないであろう⁽⁸⁾。

(6) 大河内一男「社會政策の經濟理論」一九五二年、九七ページ。

(7) 大河内一男「演習講座」上巻、三一—二二ページ。

さらにいうならば、總資本の立場とはそもそも産業資本主義の成立とむすびついた特殊な歴史的觀念とみると、一そう適切ではなかつたであろうか。個別資本の

非合理性にたいする總資本の合理性とは、産業革命を契機とする労働力の収奪に制約をくわえる資本の理性として、何よりもまず考案されたものといえる。教授がつねに用いられる論證によれば、個別資本は剩餘労働にたいする吸血鬼的渴望をもつものであるから、産業革命により自由なプロレタリアートが大量的に發生しながら、それらにたいしてまだ國家的保護もくわえられず、また労働者の自主的な團結もゆるぎない時期には、労働者の低賃銀、過度労働、身分的権力的な隷屬關係、などの特徴をもつ「原生的労働關係」が支配的となるのであった。かかる個別資本による労働力の非合理的な濫用は、やがて社會總體としての労働力を肉體的にも精神的にも磨滅させていくものと理解される。そこで、労働力の無秩序な食いつぶしをなお經營上合理的とみる個別資本にたいして、社會總體としての資本の合理的精神が構想されることになる。すなわち、特定の産業社會においては一定の數量と一定の技能水準をもつた總労働力が、かならず總體としての資本に提供されていなければならぬという論據から、總労働力の確保と培養をはかる産

社會政策の主體と總資本の立場

業社會の理性や悟性として、總資本の立場が政策主體として想定されるにいたつたのである。

(8) 「原生的」という形容詞は日本語としての意味が不明確である。この表現はおそらくマルクス「資本論」の高島素之譯(改造社版一九二七年)に由來しているように思われる。その原語は *natürlicher* であるから、「自然發生的」などの表現の方が適切であり、その意味内容も明確となるであろう。

したがって、總資本の概念とは少くとも教授の推論過程では、産業革命による労働條件の自然發生的な切下げとむすびついて、はじめて成立したものである。それは産業資本主義のもとで誕生した「労働者保護」立法を、「労働力保全」という資本の立場からとらえなおすための理論的武器にほかならなかった。いいかえれば、それは「労働條件の改善」とか、資本の「讓歩」とみられる政策手段と、はじめから切りはなすことのできない説明原理としてうまれたものであった。それゆえ、労働者保護の否定や資本のあらわな収奪をめざす労働者政策の諸形態を、本来包括しうる政策主體ではなかったといつてよいであろう。ところが、教授は何よりもまず産業革命

期の労働者保護政策について構想された政策主體を、その後次第に資本主義のすべての發展段階にまで擴大され、それを資本制社會政策の一般的な主體として規定されるようになったと思われる。この意味で、總資本の立場とはむしろ労働者への保護や譲歩の政策手段が前進する産業資本主義の段階と、獨占資本主義の特定段階とに、政策主體としての妥當性をもちうるにすぎないのではなからうか。いいかえれば、それは教授のいわれる第二の社會政策と、第三のそれとに、ほぼ歴史的な意義をもちうるものと理解してよいであらう。

ただし、念のために付言すれば、この第二と第三の社會政策という時代的區分も、そのまま無條件に承認するものではない。まず、この両者がそれぞれ資本主義のいかなる發展段階に對應するものであるかを、教授は決して明確化しているとはいえない。第二の社會政策が産業革命の直後より産業資本主義の生成期を前提することだけはたしかであらうが、第三の社會政策とは、ときには「政治的な矛盾の爆發」する「資本制經濟の最終段階」に登場するものであったり、ときに

は産業革命期の「一揆」的、「暴動」的、「突發」的な労働運動の初期性が克服されて、「日常」的、「恆常」的、「自主」的な大衆組織が成熟した段階を契機とするものとみられたりしている。⁽¹⁰⁾ 前者によれば、第三の社會政策は少くとも獨占資本主義下のものであるが、後者によれば、イギリス労働者階級がラッダイト運動やチャーティズムより、ヴィクトリア時代のトレード・ユニオンズムへ移行した時期、すなわち産業資本主義の繁榮期から以後のあらゆる發展段階を包含するものとなるであらう。

このように第二と第三の社會政策とは、資本主義のいかなる歴史的時期を背景にもつかが不明確であるばかりでなく、さらにこの両者がいかなる具體的な政策手段を念頭におくものかということも、くわしく説明されていない。断片的ながらも教授の規定されるところでは、第二のそれは労働者保護立法と社會保險立法であり、第三のそれは労働組合法やいわゆる解放立法として表現されるものとみられる。⁽¹¹⁾ ところが、この社會政策發展の圖式は現實の歴史とくいちがうことが少くない。たとえば、イギリスの社會保險は第三の段階であらわれたものであり、勞

働組合法はむしろ第二の段階で登場したともいえる。

この圖式は少くとも資本主義の母國イギリスの歴史に符合しえず、しいていえばドイツ社會政策の歴史に部分的な妥當性をもちうるにすぎない。したがって、この第二ならびに第三の段階という歴史的區分は、社會政策の一般的な發展段階説として多くの缺陷をのこすものであるが、ここでは右の但書をつけた上で、一應第二と第三の段階における社會政策について、總資本とよばれる政策主體を位置づけることができるであらう。

(9) 大河内一男「總論」二六五ページ。

(10) 同右、二一一—九、二三八—二四二ページ。

(11) 同右、九七—八、二六七ページ。

ところで、一そう嚴密にみると、政策主體としての總資本とはかならずしも初期資本主義やファシズムをのぞけば、資本主義の殘餘の段階にすべてあてはまるものともみることができない。教授自身の叙述によれば、産業資本主義の段階でもすでにのべたような「例外的」な場合が存在しうる。たとえば、ドイツにおけるユンカー勢力やイギリスのトーリー黨の影響などがこれである。そ

社會政策の主體と總資本の立場

ここでは、經濟的には資本主義體制であっても、政治的にはなお土地貴族の支配權が残存しており、總資本の意志は政策主體のうちに純粹な形で反映しえないことになる。總資本の立場とはせいぜい政策の「結果」としてのみ、貫徹されうると説明されるにすぎず、それは政策主體の「意圖」からは排除されることもありうるのである。あるいはまた、獨占資本主義のもとで民主的社會體制の維持されうる段階であっても、總資本の立場のみがつねに國家の舞臺に登場するとはかぎらない。周知のように、社會政策は獨占資本主義をむかえるにつれて、しばしばその「限界」や「危機」に直面するといわれる。ここでは、政策主體をめぐる生産と分配、資本と勞働、という二つの神々の闘争をつうじて、總資本の合理的精神の貫徹が停止または後退せしめられる。政策主體の意圖は個別資本の營利的、生産政策的要求に限界をもうけられ、かりに總資本の立場が存在するとしても、それは國家意志をうごかす可能性をかならずしも保證されなくなるのである。それとともに、この段階で顯著となる獨占資本の自主的な福利施設の擴充は、個別資本に對立する總資

本という概念自體の區別を、大河内教授にとつても明確ならしめるかのごとく思われる。たとえば、教授にしたがえば巨大な獨占資本による福利施設の進展は、つねに「個別資本と總資本とが全面的に對立するのではない」ことを物語っており、この兩者が「全然切斷されたものでない」ことも「各國における勞働立法の發達史がこれを示している」のであった。社會政策と福利施設とはただちに同一視されえない別個の本質をもつとして、兩者の意圖が平行しうる場合をみとめることは、少くとも個別資本と峻別された總資本の立場が貫徹することかぎらないことになるであらう。また、個別資本と總資本とが平行關係をもちうるならば、兩者がともに「資本」としての同一の意圖に立つことになり、政策主體をとくに總資本と規定すること自體も不用になるのではなからうか。

(12) 大河内一男「原理」一九五ページ。

このように、資本制經濟の合理的精神としての總資本とは、原則的には初期資本主義やファシズムをのぞいた資本主義の特定段階に、歴史的妥當性をもつにすぎない

ばかりでなく、ときには産業資本主義や獨占資本主義の段階でも、政策主體の意圖にかならずしも反映しないものであったといえよう。そこでわれわれとしては、資本主義の特定段階や社會政策の特定形態のみを説明しうるにすぎぬ原理を、社會政策の主體として一般化することはゆるされないはずであり、すすんですべての發展段階や政策形態にあてはまる包括的な政策主體を、とらえなおす必要があるといわねばならない。そのための一つの理論的進路は、やはり資本制社會政策の主體を現實的な個別資本に對立する抽象的な總資本から構想せずに、個別資本家もその社會的總體もひとしく歴史的、具體的な「資本」としてとらえ、剩餘勞働の吸收への本能的欲望をもつ社會的存在から政策主體を規定することではなからうか。その場合には、國家權力の現實的なない手となる個別資本家や階級としての總資本家は、資本主義の發展段階をことにするにつれてその具體的な内容を變化していくとしても、政策主體の意圖は可視的な「資本」の利害の擔當者の立場から一貫してとらえられることになると思われる。

六 展 望

これまで四節にわたって、大河内教授の構想する總資本にかんする疑問を提出してきた。それによれば、まず社會政策の主體は觀念的、抽象的な擬制からではなく、もっと現實的、可視的な國家權力の不在の手から把握すべきであるということであった。また、社會政策をうごかす主體的意圖とは、超歴史的な悟性や合理的精神からではなく、資本制社會にのみ固有な資本の歴史的魂から、説明されねばならぬことであった。つぎに、社會政策の本質論はあくまでも政策主體の意圖や目的を出発點とすべきであって、決して政策の効果や機能を混同視することがあってはならぬということであった。さらに、社會政策の主體規定は資本主義のすべての發展段階にあてはまる歴史的な包括性をもたねばならぬことであった。これらの總資本にたいする疑問をつうじて、社會政策の資本制的主體を把握するためのみちも、くりかえし暗示してきたはずである。それは現實的な個別資本家や資本家階級に對立する觀念的な總資本の想定をしりぞけること

社會政策の主體と總資本の立場

によって、政策主體の意圖をあくまでも資本制國家權力の歴史的、社會的擔當者の意圖から、これを「資本」の立場として規定しなおすことであつた。

その場合に、政策意圖をうごかす資本の立場とは、資本家階級の總體的利害を代表することもあれば、特定の個別資本家集團の利害をつよく反映することもありえよう。個々の社會政策立法をめぐって各資本家層の具體的利害がしばしば對立する事實は、後者の可能性を示しており、また、労働者階級にたいする資本家階級の基本的對立關係が重視されるとき、資本が分派鬭争をさしひかえて共通の利害のもとに結集する事實は、前者の可能性を物語っている。つぎに、資本制社會の國家權力は個別資本の特定集團や總體としての資本家階級の代表者により直接的に把握されるとはかぎらず、ときには實質的な支配階級と政治的な統治階級とが分離され、資本の立場が政策主體の現實的把持者によって代辯されることもありうる。さらに、資本制經濟のもとにおける政治權力を、なお前資本主義的な諸勢力が掌握し、封建的土地貴族や舊中産階級の利害が社會政策の主體的意圖を形成する場

合も存在しうる。具體的な社會政策立法の理解には、矢島理論などがすぐれた理論的開拓をこころみたと、かかる資本以外の意圖や資本に對抗する意圖も、あわせ考慮されねばならない。ただし、この場合さしあたり社會政策の資本制的主體をとらえようとするかぎり、純粹の資本制生産關係と典型的な資本制國家を前提として、非資本家的要因を一應捨象することもゆるされるであろう。政策主體の意圖を資本の立場から規定することは、右のような可能性と但書をふくんだ上でいいうることである。

以上の理解にもとづくならば、社會政策の資本制的主體を「總資本」と規定する大河内理論に、なお原則的な再反省の必要をみとめなければならぬであろう。それとともに、この理論に對抗しようとする風早、服部理論なども、社會政策の生産關係の視點に別途の意義をあたえた功績をもつにもかかわらず、政策主體の把握について總資本論を無反省に繼承するかぎり、大河内理論と同様の缺陷を内包しているように思われる。これにたいして、森、岸本、平田理論などは個別資本と總資本の對立

をみとめず、社會政策の資本制的主體を歴史的、現實的な「資本」の立場からとらえようとするものであり、そのかぎりにおいて政策主體の規定を正しく前進させたものとみることができよう。しかし、政策主體を總資本ならざる具體的な資本から把握するとしても、そこから引出される社會政策の本質論は、かならずしもこれら諸理論に歸着すべきものとはかぎらないのではなからうか。

森、岸本、平田諸教授の本質理解には、やはりあらたな疑問が暗示されうるように思われる。まず、ここでは社會政策がもつばら下からの階級闘争によって説明されるために、政策本質はたんに生産關係の視點からのみとありあつかわれ、その生産力的視點は意識的に否定されている。しかし、總資本の構想をすて去ることはただちに社會政策をめぐる「資本」の生産力的視點をも、誤謬とみることになるであらうか。むしろ、總資本ならざる資本の立場を前提としても、なお大河内理論や風早、服部理論にふくまれた生産力的視點は、少くとも資本主義の一定の發展段階においては、依然として政策意圖のうちに發言權をもちうるのではないか、との疑問をもつ。ま

た、これら諸理論では社會政策の本質が、勞働力價値の補填とか勞働力の價値以下への收奪を緩和することとか、にもとめられようとしているけれども、かかる「政策手段」の觀點から「政策本質」をとらえることにも、原則的な反省が必要である。大河内理論やその部分的繼承者の諸理論は、政策本質を總資本のもつ「政策意圖」や「政策目的」から把握しようとするものであったが、この視點こそむしろ本質理解への基本的な進路として、堅持されるべきではなかつたであらうか。さらに、これらの諸理論は社會政策の生産關係的視點をとらえる場合

に、勞働者階級による勞働力價値の貫徹闘争のみを重視するかぎり、社會政策を必然化させる「階級闘争」それ自體の理解についても、「經濟主義」的な誤謬をまぬかれえないように思われる。

かくて、社會政策の主體規定の問題よりその本質理解の問題にうつるとき、大河内理論をめぐる本質論争から、あらためて正しき所産とあやまれる遺産とを整理しなおすことが、今なお必要であるように思われる。これら先學によつてきざされた幾多の本質論にたいする概觀的評價は、別の機會に展開する豫定である。